

平成 29 年 8 月 29 日

【照会先】

独立行政法人福祉医療機構

福祉医療貸付部長 道躰 正成

福祉医療貸付部 事業統括課長 加藤 尚史

(TEL) 03-3438-9291 (FAX) 03-3438-0583

報道関係者 各位

## 平成 29 年 6 月 7 日から 7 月 27 日までの間の豪雨及び暴風雨による災害により 被害を受けた皆さまへの特別措置の取扱いについて

平成 29 年 6 月 7 日から 7 月 27 日までの間の豪雨及び暴風雨による災害により被害を受けた皆さまに心よりお見舞い申し上げます。

独立行政法人福祉医療機構では、この度の災害により被害を受けたお客さまに対する災害復旧資金のご融資等について相談窓口を設置し、ご相談を受け付けておりますが、この度、**激甚災害に指定されたことに伴い、災害融資に関する特別措置の適用がされましたので、貸付利率について特別措置の取扱い**を下記のとおり行うことといたしました。

今後も福祉の増進及び医療の普及・向上を目指す支援機関として、引き続き、迅速かつきめ細かな対応を行ってまいります。

記

### (1) 特別措置をご利用いただけるお客さま

この度の災害により被害を受けた**福岡県朝倉市及び朝倉郡東峰村**の区域内に事業所を有する医療関係施設等の開設者であって、事業所又は主要な事業用資産について、全壊、流失、半壊、床上浸水その他これらに準ずる被害を受けた旨の証明を、市町村長その他相当な機関から受けたお客さまの災害復旧に係る資金が対象となります。

### (2) 特別措置の対象とする貸付金限度額

災害復旧資金の貸付金のうち 1 施設当たり 1, 000 万円まで。

ただし、上記の金額は、本特別措置の対象とする貸付が、当機構の他、日本政策金融公庫、商工組合中央金庫においても取り扱われることとなつておりますので、3 機関の貸付額を合わせた額となります。

### (3) 特別措置の適用利率及び適用期間

平成 29 年 6 月 7 日から平成 30 年 2 月 9 日までに災害復旧資金の貸付を受けるお客さまについて、貸付資金毎に通常適用する利率にかかわらず貸付後 3 年間は通常適用する利率から 0.9% を控除した率、4 年目以降の期間については、契約時において通常適用する利率となります。ただし、下限利率は 0.2% となります。

### (特別措置のご融資についてのご相談)

大阪支店 医療審査課 融資相談係 TEL 06-6252-0219 / FAX 06-6252-0240

※特別措置の内容等は、機構ホームページ (<http://hp.wam.go.jp/>) に掲載しております。